

議案第20号

大網白里市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
大網白里市課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月18日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市課設置条例の一部を改正する条例
大網白里市課設置条例（昭和46年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ウ中「及び福利厚生等」を「、福利厚生等」に改め、同号に次のように加える。

カ 情報管理に関すること。

キ 情報政策に関すること。

第2条第4号中イを削り、ウをイとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。